

鳥取縣建設業者登録手数料規則の一部を改正する規則
をここに公布する

昭和二十七年三月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣規則第十七号

鳥取縣建設業者登録手数料規則の一部を

改正する規則

鳥取縣建設業者登録手数料規則(昭和二十四年九月鳥

取縣規則第九十號)の一部を次のように改正する。

第三條中「千円」を「三千円」に改める。

附 則

この規則は、昭和二十七年四月一日から施行する。

鳥取縣同和對策審議會規程をここに公布する

昭和二十七年三月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣規則第十八号

鳥取縣同和對策審議會規程をここに公布する

昭和二十七年三月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣規則第十八号

(會長)

第四條 審議會に委員の互選による會長を置く。

2 會長は會務を總理する。

3 會長に事故があるときは會長があらかじめ指名した
委員がその職務を代理する。

(會議及び議決)

第五條 審議會は、會長が招集し、會長が議長となる。

2 審議會は、委員半數以上の出席がなければ會議を開き議決することができない。

3 審議會の議事は、出席委員の過半數をもつて決し、可否同数のときは會長の決するところによる。

(庶務)
第六條 審議會の庶務は、民生部厚生課において處理する。

(運營)

第七條 この規則に定めるものの外審議會の運營に關し

鳥取縣同和對策審議會規程
(設置及び目的)

第一條 同和對策の円滑な運營を圖るため鳥取縣同和對策審議會(以下「審議會」という。)を置く。

第二條 審議會は、知事の諮問に答え又は左の事項を調査審議し意見を具申する。

一 同和の啓蒙に關すること

二 同和教育に關すること

三 更生に關すること

四 その他同和に關すること

(組織)

第二條 審議會は、委員十五人以内で組織する。

(委員)

第三條 審議會の委員は、學識経験のある者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は二箇年とし、これに欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(訓練)

この規則は、公布の日から施行する。

◇鳥取縣訓令第二号

鳥 取 市

米 子 市

銀行業者ニシテ銀行條例第七條等ニ該當ノモノ内申方
(明治三十七年六月鳥取縣訓令第四十三號)は、廢止す
る。

昭和二十七年三月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣訓令第二号

廳 中 一 般

00471

各市町村

事務又ハ事業ニ用フル度量衡ニ関スル件（昭和六年三月鳥取縣訓令甲第六號）は、廢止する。

昭和二十七年三月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

次の土地は、その公用を廢止する。

昭和二十七年三月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

岩美郡大岩村大字大谷字西町田屋敷八四四番、八四六番地先不認定道路敷拾貳坪

◇鳥取縣訓令第四号

總務部長
經濟部長

鳥取縣產業資金貸付委員會規則（昭和十二年十月鳥取縣訓令第十七號）は、廢止する。

昭和二十七年三月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

民法第三十四條の規定により次のように財團法人の設立を許可した。

昭和二十七年三月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、名 称 財團法人鳥取ドレスメーク女學院

一、所 在 地 鳥取市東品治町百六十九番地 矢谷允之

一、設立者住所氏名

一、許可年月日 昭和二十七年三月二十四日

告 示

◇鳥取縣告示第百五十七号

學校教育法第四條及び第八十三條の規定により私立各種學校の設置を次のように認可した。

昭和二十七年三月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

五百七十四號

鳥取縣鑄工業計畫委員會規程（昭和十六年六月鳥取縣告示第四百八十五號）

鳥取縣織維品價格查定委員會規程（昭和十七年十一月鳥取縣告示第七百四號）

鳥取縣生活用品價格查定委員會規程（昭和十九年十月鳥取縣告示第五百六十一號）

鳥取縣生活用品價格查定委員會業務規程（昭和十九年十一月鳥取縣告示第五百六十二號）、

重要物產共進會褒賞授與規程（明治三十四年十二月鳥取縣告示第二百七十七號）

◇鳥取縣告示第百五十八号

次に掲げる告示は、廢止する。

昭和二十七年三月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

度量衡取締規則第十一條第二項ニ依ル管理員ノ資格（昭和十年三月鳥取縣告示第一百四十二號）

鳥取縣產業資金貸付規程（昭和十二年十月鳥取縣告示第

◆鳥取縣告示第百五十九号

五百七十四號

鳥取縣紙檢查條例第四條により検査場指定（昭和二十三年四月鳥取縣告示第一百五十三號）

鳥取縣紙檢查標準（昭和二十三年四月鳥取縣告示第一百五十四號）

00476

昭和二十六年九月鳥取縣告示第四百三十三號で公示し
た結核予防法(昭和二十六年法律第九十六號)第三十六條
の規定による指定醫療機關の種類を次のように變更する。

昭和二十七年三月二十八日

種類	新	指定期	新
第二種 第一種	旧	關の名稱	所 在 地
鳥取診療所	鳥取市西町	管轄保健所	鳥取保健所

◇鳥取縣告示第百六十号
結核予防法(昭和二十六年法律第九十六號)第三十六
條の規定により醫療機關を次のとおり指定する。

昭和二十七年三月二十八日

種類	名 称	所 在 地	管轄保健所
第二種	吉田醫院	鳥取市瓦町一五五	鳥取保健所
第一種	山守診療所	東伯郡山守村字堀二支九	倉吉保健所

昭和二十七年三月二十八日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、 縱覽に供すべき書類の名稱
土地改良事業計画書の寫

二、 縱覽の期間
昭和二十七年三月二十九日から同年四月十七日ま
で

昭和二十七年三月二十九日から同年四月十七日ま
で

三、 縱覽の場所

氣高郡東郷村役場

四、 異議の申立

利害關係人において公告に係る決定に對して異議
があるときは、縱覽期間満了後十日までに書面を
もつて知事に申し立てること。

◇鳥取縣告示第百六十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第一百九十五號)第十八
條第九項の規定により、南谷村讃岐井手土地改良區より
次のように理事の氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十七年三月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

氏 名 住 所

石 田 泰 三 東伯郡南谷村大字松河原

本 高 定 雄 同

鳥 飼 貞 好 同

日野 義 正	同	大字泰久寺
西 田 一	同	
藤 井 恒 好	同	
山 本 巖	同	
青 木 滿 雄	同	
岸 本 三 郎	同	大字安歩
岸 信 伍	同	
安 田 義 勝	同	大字安歩
岸 本 隆 義	同	
岸 信 伍	同	
		大字安歩

大字安歩

大字安歩

大字安歩

大字安歩

大字安歩

大字安歩

大字安歩

大字安歩

大字安歩

◇鳥取縣告示第百六十三号

乙種看護婦試験を次のとおり行う。

昭和二十七年三月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、 試験場所

倉吉保健所(東伯郡倉吉町廣瀬町)

二、試験日時

昭和二十七年四月二十四日

昭和二十七年四月二十五日 九時から十六時まで

皮膚泌尿器科疾患 理學療法

四、受験資格

1. 文部大臣の指定した乙種看護婦養成所を卒業した者
(試験當日までに卒業見込の者を含む)

2. 厚生大臣の指定した乙種看護婦養成所を卒業した者
の學科を修めた者 (試験當日までに二年修業見込の者も含む)

3. イ、文部大臣の指定した學校において三年以上看護婦になるのに必要な學科を修めた者 (試験當日までに三年以上修業見込の者を含む)

- ロ、厚生大臣の指定した看護婦養成所を卒業した者
(試験當日までに卒業見込の者を含む)

- ハ、外國の看護婦學校を卒業し又は外國において看護婦免許を得た者で厚生大臣がイ、ロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

4. 外國の看護婦學校卒業し又は外國において看護婦

- 一般看護法 (理論及び實地)
看護史及び看護倫理
看護の原理及び實際
内科疾患及び看護法
外科疾患及び看護法
小兒科及び看護法
產婦人科疾患及び看護法
眼科歯科及び耳鼻咽喉科疾患

免許を得た者のうちへ、に該當しない者で厚生大臣
が適當と認めた者

五、試験の方法

試験は筆記の方法により行う。

六、受験願書の提出期限

昭和二十七年四月一日から四月十四日までとし期
限經過後の願書は理由の如何にかかわらず受理し
ない。

七、受験願書の提出先

鳥取市東町 鳥取縣廳衛生部醫務課

八、受験料

受験手數料として百五十圓現金又は小爲替で送付

すること。

九、提出書類

1. 受験願書 (別記様式一)

2. 履歴書 (別記様式二)

3. 四の1又は2若しくは3のイ、ロ、に該當する者で

本籍
住所

乙種看護婦試験受験願

氏名

年 月 日 生

昭和二十七年四月日施行の乙種看護婦試験を受け
たいので關係書願を添えて出願します。

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 西尾愛治殿

右氏名

印

6.473

様式(1)

履歴書

本籍
住所

氏名

年月日生

學歴
職歴
賞罰

右の通り相違ありません。

昭和年月日

右氏名

印